

2019年度貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク制度)

厚生年金保険料の納付状況が確認できる書類の事前提出制度について

平成28年度Gマーク申請より、申請書類に「厚生年金保険料の納付状況が確認できる書類」を添付することになりました(申請案内17ページ参照)。

通常は申請事業所ごとに添付が必要となりますが、1事業者において申請事業所が複数ある場合、事業者として事前に書類を提出することで、申請事業所の個々の申請書類への添付を省略することができます。

なお、事前提出する際には、同一事業者から重複して提出することのないよう、事業者内での調整をお願いいたします。

1. 事前提出の受付期間

2019年6月3日(月)～6月26日(水)

2. 提出書類

2019年4月分または2019年5月分における厚生年金保険料の納付状況が確認できる(1)～(3)のいずれかの書類

(1) 納付方法による下表A～Cのいずれかの書類

	納付方法	提出書類
A	金融機関の窓口納付	金融機関の領収印が押印された納付書の写し
B	口座振替	次の①～②の <u>いずれかの書類</u> ①保険料領収済額通知書 ※口座振替により2019年(平成31年)4月分の保険料が領収済となっているもの(※図1参照) ②納入告知書の写し及び保険料の納付が確認できる書類(ネットバンキング振込明細や通帳の写しなど)
C	Pay-easy(電子納付)	納入告知書の写し及び保険料の納付が確認できる書類(ネットバンキング振込明細や通帳の写しなど)

(2) 社会保険料納入証明書の写し

(3) 社会保険料納入確認書の写し

※図1：保険料領収済額通知書のみで提出する場合((1) B①)の注意点

保険料納入告知額・領収済額通知書 <サンプル>

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日(納付期限)前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

赤枠内が「平成31年4月分保険料」であるもの

事業所整理記号 [] 事業所番号 []			納付日 平成 [] 年 [] 月 [] 日		
健康勘定	厚生年金勘定	子どものための金銭の給付勘定	平成 [] 年 [] 月 分 保 険 料	領収日 平成 [] 年 [] 月 [] 日	
健康保険料	厚生年金保険料	児童手当拠出金	健康保険料	厚生年金保険料	児童手当拠出金
[]	[]	[]	[]	[]	[]
合 計 額			合 計 額		
[] 円			[] 円		

[] 年 [] 月 20 日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長
(日本年金機構) [] 年金事務所

保険適用事業所の住所・名称

口座振替により支払済みである保険料が2019年(平成31年)4月分であるものが対象となります。

(年金事務所からの場合、2019年6月20日頃に通知があるもの)

3. 提出方法

下記の送信先メールアドレス宛てに必要事項を記入し、「2. 提出書類」の書類をファイル添付の上、メールにて送信して下さい。

※メールによる提出が困難な場合は全国実施機関(TEL 03-3354-1067)までご相談下さい。

○送信先メールアドレス gmark@jta.or.jp

(1) メールの件名

厚生年金保険料の書類の事前提出

(2) 必要事項(メールの本文に記載する内容)

①事業者名

②事業者名のふりがな

※法人格(「株式会社」「有限会社」等)のふりがなは必要ありません。

③事業者(本社)所在地

④事業者番号(09から始まる数字12桁)

※事業者番号はGマーク申請書に記載する事業者番号と同一となります。

※厚生年金保険料の納付書等に記載されている番号ではありません。

⑤連絡先担当者名

⑥連絡先担当者名のふりがな

⑦連絡先電話番号

(3) メールに添付するファイル

①ファイルの形式

次のいずれかのファイル形式として下さい。

- ・PDFファイル(提出書類をスキャナ等で取り込んだファイル)
- ・JPEGファイル(提出書類をデジタルカメラ等で撮影した画像ファイル)

※ファイルの内容が不鮮明な場合は再度提出をお願いさせていただきます。

②ファイル名

ファイル名は「事業者番号(半角数字)+事業者名」として下さい。

ファイルが複数となる場合は末尾に①、②・・・と付して下さい。

例) 事業者番号：091198765432、事業者名：桜運送株式会社の場合

→「091198765432桜運送株式会社」というファイル名にします。

ファイルが複数となる場合は「091198765432桜運送株式会社①」

「091198765432桜運送株式会社②」とします。

<メールによる提出例>

送信 (S)	差出人(M) ▾	
	宛先...	gmark@jta.or.jp
	CC(C)...	
	件名(U):	厚生年金保険料の書類の事前提出
添付ファイル(T):	 091198765432桜運送株式会社.pdf (294 KB)	
①事業者名 桜運送株式会社		
②事業者名のふりがな さくらうんそう		
③事業者(本社)所在地 東京都新宿区四谷1-1-2		
④事業者番号 091198765432		
⑤連絡先担当者名 桜 二郎		
⑥連絡先担当者名のふりがな さくら じろう		
⑦連絡先電話番号 03-9999-9999		
↓		

(4) その他

提出書類を確認後、送信されたメールアドレス宛に受付した旨の確認メールを送信します(受信から3営業日以内)。

「gmark@jta.or.jp」のアドレスからのメールを受信できるようにして下さい。

4. 厚生年金保険料の納付状況が確認できる書類に関するQ & A

Q 1.

一部の運転者が出向者であり、出向元の別会社が保険加入している場合、別会社の書類も添付するのか。

A 1.

申請事業所の事業者としての厚生年金保険料の納付状況の確認となるため、自社の書類の提出のみとなります。

Q 2.

納付時とGマーク申請時で会社名(商号)が変更しており、異なる場合はどうすれば良いのか。

A 2.

納付状況が確認できる書類のほか、同一事業者であることを記載した自認書(書式自由・事業所代表者の押印)又は同一事業者であることが分かる挙証書類を合わせて提出して下さい。

Q 3.

自社の複数事業所が申請する予定だが、個々の事業所で書類を提出する必要があるのか。

A 3.

個々の事業所で書類を提出していただくか、事前提出制度を利用して下さい。

Q 4.

本社の一括管理となり、本社に書類を求めるのに時間を要するため、自認書等の代替書類は認められないか。

A 4.

認められません。事前提出制度をご利用いただくか、早めに本社に書類を求めるなど対応をお願いします。

Q 5.

ネットバンキングによる振込明細票だけではいけないのか。

A 5.

納入告知書に対する納付状況を確認するため、納入告知書の写しと共に提出して下さい。

Q 6.

支店単位で適用事業所となっており、納入告知書等が適用事業所ごとに送付されてくるが、事業者として全ての適用事業所分の書類を提出する必要があるのか。

A 6.

適用事業所が支店単位となっている場合は、申請事業所が含まれる適用事業所の書類を提出して下さい。

なお、事前提出制度を利用する場合であって、一部の適用事業所分のみを提出される場合は、該当する営業所が分かる書類(組織図等)を添付するか、提出書類に該当する営業所名を付記して下さい。